

第121号議案 長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

	ページ
1 改正の概要	1
2 新旧対照表	2 ~ 3
(参考)	
○ 平成30年度における組織の改正案	4 ~ 6
○ 市長部局の局・部の数の推移	7
○ 事務分掌条例に係る局・部等の変遷	8



# 1 改正の概要

## (1) 組織改正の考え方

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、効果的に業務を推進するための管理執行体制の構築を図る。

## (2) 改正内容

市長直下の組織について、関連が深い部に配置して各所属との連携を図るなど、各部において業務を所管、推進することとし、秘書課を総務部へ、広報広聴課を企画財政部へ移管する。

## (3) 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

## 2 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所、課及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p><u>秘書課</u></p> <p><u>秘書に関すること。</u></p> <p><u>広報広聴課</u></p> <p><u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p>(3) 予算その他財務に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p> <p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p>(3) <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>(4) 予算その他財務に関すること。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p> <p>(3) <u>秘書に関すること。</u></p> <p>(4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p>

(4) 情報に関すること。

(5) 統計に関すること。

(6) 他の所管に属しない事項に関すること。

理財部から北総合事務所まで (略)

(委任)

第2条 (略)

(5) 情報に関すること。

(6) 統計に関すること。

(7) 他の所管に属しない事項に関すること。

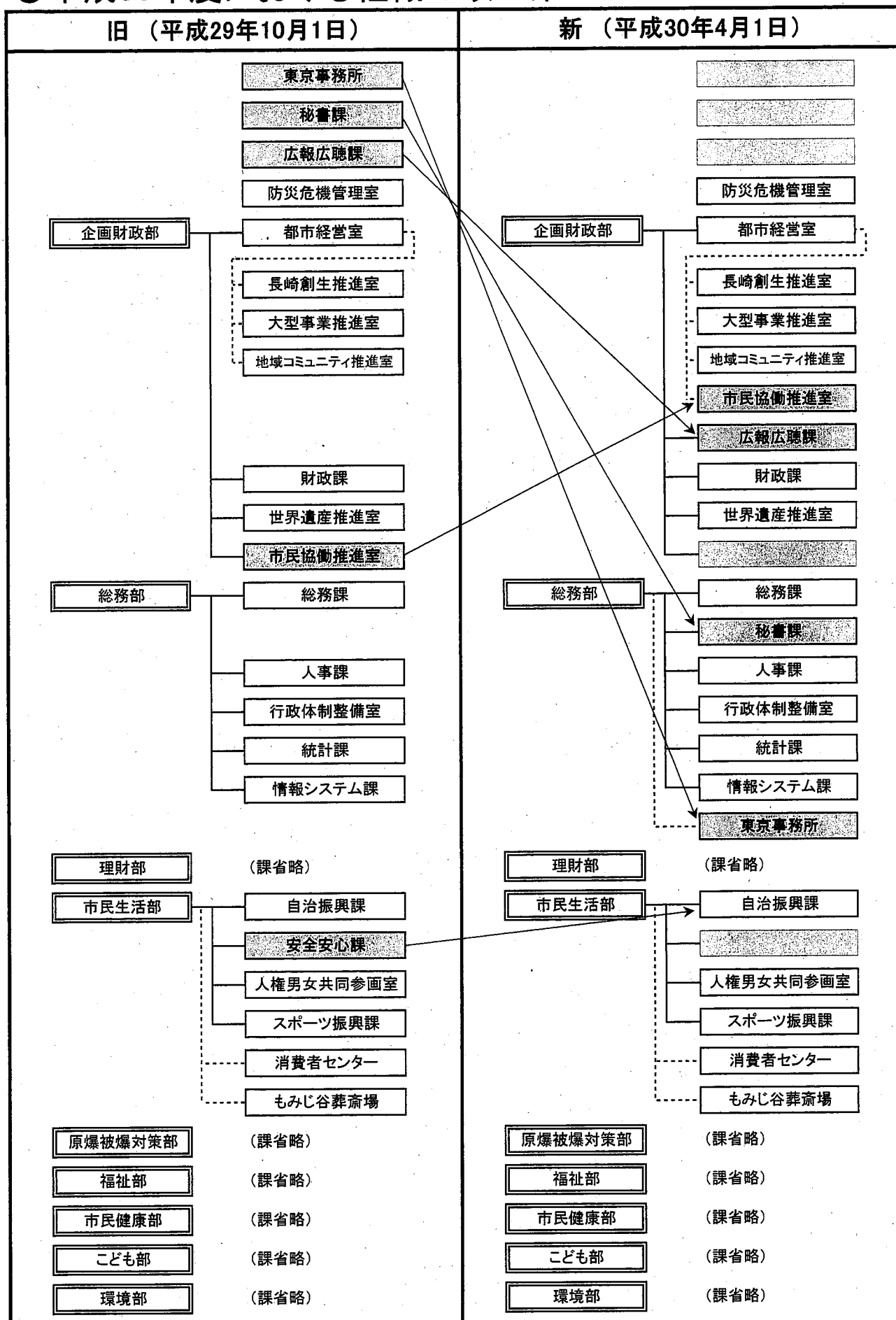
理財部から北総合事務所まで (略)

(委任)

第2条 (略)

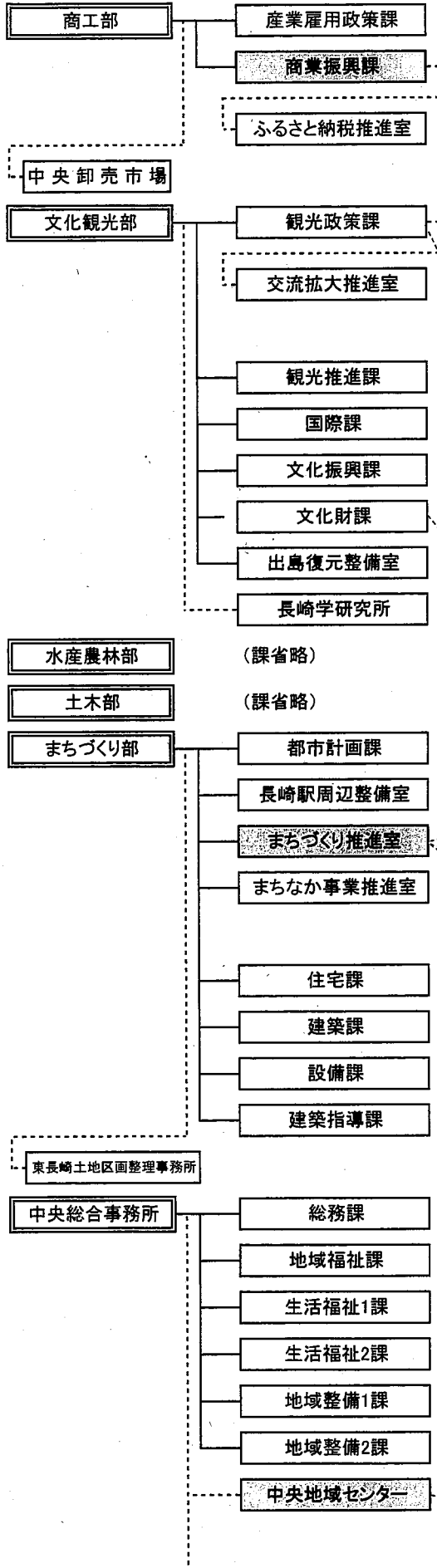
(参考)

# ○平成30年度における組織の改正案

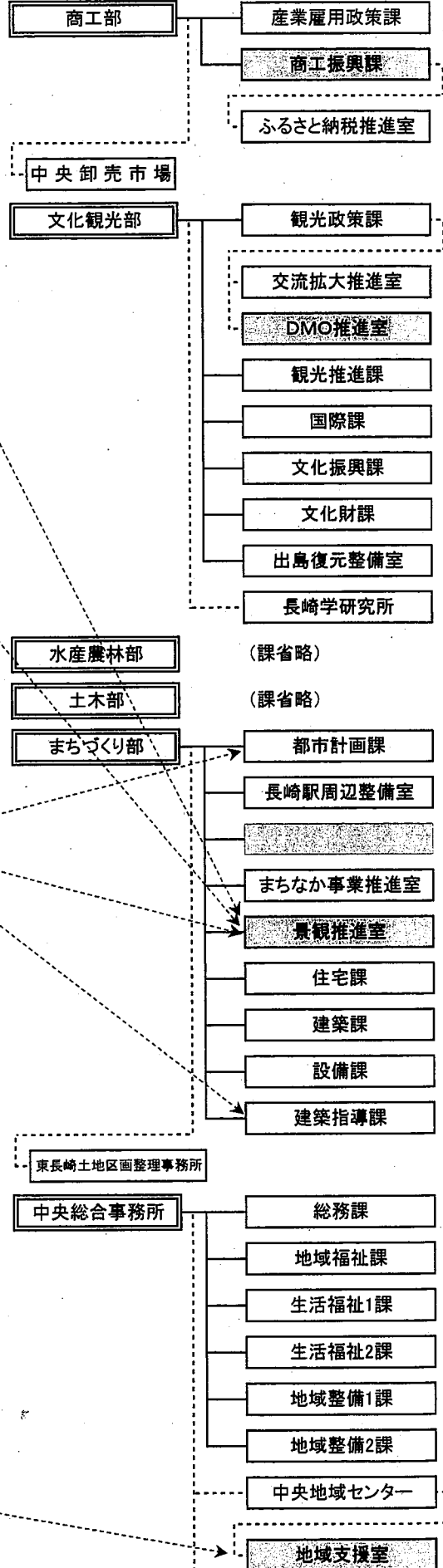


旧（平成29年10月1日）

新（平成30年4月1日）



(以下略)



(以下略)

旧（平成29年10月1日）	新（平成30年4月1日）
<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">東総合事務所</div> (課省略)           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">南総合事務所</div> (課省略)           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北総合事務所</div> (課省略)         </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">東総合事務所</div> (課省略)           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">南総合事務所</div> (課省略)           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北総合事務所</div> (課省略)         </div>
(教育委員会)	(教育委員会)
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育総務部</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設課</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">適正配置推進室</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生涯学習課</div> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">教育総務部</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">総務課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設課</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">適正配置推進室</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生涯学習課</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">恐竜博物館準備室</div> </div> </div>
<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校教育部</div> (省略)           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(教育機関)</div> (省略)         </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">学校教育部</div> (省略)           <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(教育機関)</div> (省略)         </div>
上下水道局、出納室、消防局、議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査、農業委員会、固定資産評価審査委員会省略	上下水道局、出納室、消防局、議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査、農業委員会、固定資産評価審査委員会省略

※ 表中の矢印は、業務の移管のうち主なものを記載している。

- ・実線の矢印 → 事務の全部を移管するもの。
- ・点線の矢印 - - - - - → 事務の一部を移管するもの。

※ 今回設置する「市民協働推進室、DMO推進室、地域支援室、恐竜博物館準備室」は課内室として設置するものであり、当該室の統括所属の下に記載している。(統括所属から点線で接続)

平成30年4月1日付組織改正（平成29年10月1日との比較）

部：増減なし、課：▲2、課内室：+4



○市長部局の局・部の数の推移

年度	局数	局の増減	部数	部の増減	増	減
H16			17	▲1	-	下水道部 ▲1
H16.10			18	1	1	地域行政部 -
H17			18	-	-	-
H18			18	-	2	福祉部、保健部 ▲2
H19			16	▲2	-	地域行政部、まちづくり部 ▲2
H20			15	▲1	2	観光部、水産部、農林部 ▲3
H21			14	▲1	2	企画部、財政部、建設管理部 ▲3
H22			14	-	-	-
H23			14	-	-	-
H23.8	4	4	15	1	2	福祉保健部 ▲1
H24	4	-	16	1	1	国体推進部 -
H25	4	-	16	-	-	-
H26	4	-	16	-	-	-
H27	4	-	15	▲1	-	国体推進部 ▲1
H28	-	▲4	14	▲1	1	都市計画部、建築部 ▲2
H29			14	-	-	-
H29.10			18	4	4	中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所 -
H30			18	-	-	-

○事務分掌条例に係る局・部等の変遷

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23.8	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29.10	H30		
秘書課																	
広報課				広報広聴課													
都市経営室							資産経営室										
しごと改革室							防災危機管理室										
総務局							総務局										
企画部			企画財政部		企画財政部				企画財政部				企画財政部		1		
総務部					総務部				総務部				総務部		2		
財政部			理財部		理財部				理財部				理財部		3		
地域行政部(16.10～)																	
市民局							市民局										
市民生活部				市民生活部				市民生活部				市民生活部				4	
原爆被爆対策部				原爆被爆対策部				原爆被爆対策部				原爆被爆対策部				5	
福祉部	福祉保健部					福祉部				福祉部				福祉部		6	
保健部	福祉保健部					市民健康部				市民健康部				市民健康部		7	
	こども部					こども部				こども部				こども部		8	
環境部				環境部				環境部				環境部				9	
国体推進部							国体推進部										
経済局							経済局										
商工部				商工部				商工部				商工部				10	
観光部		文化観光部			文化観光部				文化観光部				文化観光部				11
水産部		水産農林部			水産農林部				水産農林部				水産農林部				12
農林部		水産農林部			水産農林部				水産農林部				水産農林部				
建設管理部							建設局										
道路公園部				土木部				土木部				土木部				13	
都市計画部				都市計画部				まちづくり部				まちづくり部				14	
建築住宅部				建築部				まちづくり部				まちづくり部					
まちづくり部																	
														中央総合事務所		中央総合事務所	15
														東総合事務所		東総合事務所	16
														南総合事務所		南総合事務所	17
														北総合事務所		北総合事務所	18
17	18	18	16	15	14	14	15	16	16	16	15	14	14	18	18		

(各年度4月1日時点における部の数(H23、H29を除く))